

大牟田市リモコン式草刈機貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の農業用施設及び農地の維持管理等を行う際に使用するリモコン式草刈機（以下、「草刈機」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 草刈機の貸出しを受けることができる者（以下、「対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市内の水路・農道・ため池・井堰等の農業用施設（以下、「農業用施設」という。）の管理をする者及び農地の耕作をする者で個人又は団体
- (2) その他、市長が認める者

(貸出期間)

第3条 草刈機の貸出期間は、草刈機の貸出しを受ける日（以下、「貸出日」という。）から起算して7日以内とする。ただし、返却日が大牟田市の休日を定める条例（平成元年条例第11号）第1条第1項に定める市の休日のときは、市の休日の翌日までとする。

2 前項の規定にかかわらず市長が認めるときは、貸出期間を延長することができる。

(利用者登録の申請)

第4条 対象者は、利用登録者（変更）申請書（様式第1号）に次に掲げる図書を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 草刈機を利用する農業用施設及び農地の位置図
- (2) 草刈機の保管場所の位置図及び写真

(利用登録者の許可等)

第5条 市長は、前条の利用登録者（変更）申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、貸出しに支障がないと認めたときは、利用登録者（変更）許可書（様式第2号）を当該申請した者（以下、「利用登録者」という。）に交付するものとする。

2 市長は、前項の許可を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するときには、貸出しを認めないものとする。

- (1) 草刈機を損傷する恐れがあると認められるとき。
- (2) 農業用施設及び農地の維持管理でないとき。
- (3) 草刈機の保管状況が不相当と認めたとき。
- (4) 営利を目的として使用するとき。
- (5) 転貸の恐れがあるとき。
- (6) その他、市長が不相当と認めたとき。

(利用登録者等の変更)

第6条 利用登録者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条の規定に準じあらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 利用登録者がその住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 第4条各号に掲げる農業用施設、農地又は保管場所を変更したとき。

(損害の賠償等)

第7条 利用登録者の管理不足により、草刈機の故障、盗難があったときは、賠償しなければならない。

2 利用登録者が第三者と紛争が生じたときは、利用登録者がこれを解決しなければならない。

(利用登録者の取消し)

第8条 次の各号の一に該当するときは、市長は利用登録者の取消しを行う。

- (1) 故意に草刈機を損傷、盗難が発覚したとき。
- (2) 農業用施設及び農地の維持管理でないとき。
- (3) 草刈機の保管状況が不相当と認めたとき。
- (4) 営利を目的として使用したとき。
- (5) 転貸が確認されたとき。
- (6) その他、市長が不相当と認めたとき。

(利用登録の期間)

第9条 利用登録者の期間は、3年以内とする。

(事前予約)

第10条 利用登録者は、利用日の5日前までに市長が指定する者に事前予約を行わなければならない。

(貸出方法)

第11条 利用登録者が貸出日に市長が指定する場所へ出向き、草刈機の借受けをしなければならない。

(使用料等)

第12条 草刈機の使用料は、無料とする。ただし、運搬費、燃料費、整備費は利用登録者において負担するものとする。

(遵守事項)

第13条 利用登録者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 草刈機を使用する際は、各種保護具を着用し、騒音、安全対策、刈草等の散乱防止等に十分配慮すること。
- (2) 草刈機の処理能力を超えて使用しないこと。
- (3) 草刈機に異常があるときは、ただちに使用を中止するとともに、市長に報告し、その指示に従うこと。

(整備点検)

第14条 草刈機を返却するときは、整備点検を実施しなければならない。

(返却、使用実績報告書)

第15条 市長が指示する日時及び場所に利用登録者が草刈機を運搬し、使用実績報告書(様式第3号)、前条に規定する整備点検の記録並びに作業前、作業中及び作業後の写真を添えて、市長に引き渡さなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。